

領域Ⅳ 配偶者暴力対策

Ⅳ-1 配偶者暴力

1. 各機関等における暴力相談件数・相談の状況

(全国・都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村)

付表Ⅳ-1-1-1 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移(全国)

<相談件数>

(単位:件)

	総数	女	男
平成14(2002)年度	35,943	35,797	146
平成15(2003)年度	43,225	43,054	171
平成16(2004)年度	49,329	49,107	222
平成17(2005)年度	52,145	51,770	375
平成18(2006)年度	58,528	58,020	508
平成19(2007)年度	62,078	61,636	442
平成20(2008)年度	68,196	67,660	536
平成21(2009)年度	72,792	72,086	706
平成22(2010)年度	77,334	76,613	721
平成23(2011)年度	82,099	81,075	1,024
平成24(2012)年度	89,490	88,425	1,065
平成25(2013)年度	99,961	98,384	1,577
平成26(2014)年度	102,963	101,339	1,624
平成27(2015)年度	111,172	109,171	2,001
平成28(2016)年度	106,367	104,716	1,651

<施設の種別別相談件数(平成28年度分)>

(単位:箇所、件、%)

	施設数	件数	構成割合
婦人相談所	50	38,173	35.9
女性センター	37	21,373	20.1
福祉事務所・保健所	91	11,201	10.5
児童相談所	12	2,905	2.7
その他	82	32,715	30.8
合計	272	106,367	100.0

注:件数は、被害者本人からの相談件数

資料:内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等」(平成28年度分)

付表Ⅳ－１－１－２ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数(全国)

(単位:件)

北海道	2,626
青森県	850
岩手県	1,865
宮城県	2,063
秋田県	664
山形県	402
福島県	1,562
茨城県	1,477
栃木県	1,930
群馬県	1,313
埼玉県	5,806
千葉県	7,947
東京都	13,996
神奈川県	4,809
新潟県	1,421
富山県	1,642
石川県	1,473
福井県	1,152
山梨県	1,279
長野県	785
岐阜県	1,502
静岡県	2,247
愛知県	2,437
三重県	322
滋賀県	800
京都府	5,373
大阪府	7,866
兵庫県	7,887
奈良県	953
和歌山県	742
鳥取県	514
島根県	696
岡山県	2,300
広島県	1,120
山口県	483
徳島県	2,108
香川県	584
愛媛県	650
高知県	695
福岡県	2,914
佐賀県	1,235
長崎県	1,499
熊本県	2,158
大分県	439
宮崎県	367
鹿児島県	1,373
沖縄県	2,041
全国	106,367

注1:全国272か所の配偶者暴力相談支援センターにおける被害者本人からの相談件数等を集計(平成28(2016)年4月1日から平成29(2017)年3月31日)

注2:東京都の相談件数は、東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センター、港区家庭相談センター、板橋区、江東区、中野区、豊島区、葛飾区、練馬区、台東区、荒川区、北区、江戸川区、杉並区配偶者暴力相談支援センターの相談件数の合計

資料:内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等」(平成28年度分)

**付表Ⅳ－１－１－３ 都内相談件数の推移
(東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁)**

(単位：件)

	相談支援センター(都内)	区市町村	警視庁
平成14(2002)年度	7,300		904
平成15(2003)年度	9,127	11,164	1,041
平成16(2004)年度	9,511	13,134	1,328
平成17(2005)年度	9,766	13,666	1,575
平成18(2006)年度	8,812	14,433	1,873
平成19(2007)年度	8,606	16,061	2,118
平成20(2008)年度	8,704	19,155	2,608
平成21(2009)年度	10,330	21,699	2,882
平成22(2010)年度	9,442	23,462	2,553
平成23(2011)年度	8,942	24,693	2,449
平成24(2012)年度	9,116	26,547	2,756
平成25(2013)年度	9,166	28,110	3,152
平成26(2014)年度	8,719	31,094	3,967
平成27(2015)年度	9,917	34,652	5,260
平成28(2016)年度	8,812	35,182	7,363

注1:相談件数には被害者本人以外からの相談も含む。

注2:都支援センターの相談件数は、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターの相談件数の合計

資料:東京都生活文化局調べ

付表Ⅳ－１－１－４ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談からみた被害者の属性(都)

<被害者の性別>

(単位：上段 人、下段 %)

男性	女性	合計
146	7,202	7,348
2.0	98.0	100.0

<年齢>

(単位：上段 人、下段 %)

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	合計
12	381	1,310	1,694	878	324	2,603	7,202
0.2	5.3	18.2	23.5	12.2	4.5	36.1	100.0

<加害者との婚姻関係>

(単位：上段 人、下段 %)

婚姻届出あり	婚姻届出なし	届出有無不明	離婚済	生活の本拠を共にする交際相手、元交際相手	合計
6,189	128	18	509	358	7,202
85.9	1.8	0.2	7.1	5.0	100.0

注1:東京都配偶者暴力相談支援センター(東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センター)が実施した配偶者等暴力被害者本人の電話相談及び来所相談を対象に集計(平成28(2016)年4月から平成29(2017)年3月)

注2:<年齢>と<加害者との婚姻関係>は、<被害者の性別>が「女性」の7,202人を対象に集計

注3:四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

資料:東京都生活文化局調べ

2. 警察が取り扱った配偶者暴力の状況

付表Ⅳ－1－2 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移(全国)

<認知件数>

(単位:件)

	平成 15 (2003) 年	平成 16 (2004) 年	平成 17 (2005) 年	平成 18 (2006) 年	平成 19 (2007) 年	平成 20 (2008) 年	平成 21 (2009) 年	平成 22 (2010) 年	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年
件数	12,568	14,410	16,888	18,236	20,992	25,210	28,158	33,852	34,329	43,950	49,533	59,072	63,141	69,908	72,455

<配偶者暴力に係る対応の推移>

(単位:件)

	平成 15 (2003) 年	平成 16 (2004) 年	平成 17 (2005) 年	平成 18 (2006) 年	平成 19 (2007) 年	平成 20 (2008) 年	平成 21 (2009) 年	平成 22 (2010) 年	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年
医療関係者からの通報 (法第6条第2項)	31	32	50	53	56	81	44	60	45	67	75	101	110	126	116
裁判所からの書面の提出要求 (法第14条第2項)	1,293	1,541	2,025	2,172	2,162	2,618	2,722	2,774	2,460	2,985	2,788	2,967	2,794	2,505	2,223
裁判所からの更なる説明要求 (法第14条第3項)	4	2	32	12	9	24									
裁判所からの保護命令通知 (法第15条第3項)	1,499	1,774	2,178	2,247	2,239	2,534	2,429	2,428	2,144	2,572	2,379	2,576	2,415	2,143	1,859
接近禁止命令のみ	1,075	1,176	1,657	1,722	1,680	506	320	236	147	179	161	185	175	135	126
退去命令のみ	5	5	4	8	7	5	6	9	4	5	4	4	2	4	2
接近禁止命令・退去命令	419	593	517	517	552	128	63	43	47	55	72	61	43	27	27
保護命令違反検挙 (法第29条)	41	57	73	53	85	76	92	86	72	121	110	120	106	104	80

注1: 認知件数は、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2: 認知件数には、婚姻関係等が解消したのも平成16年12月2日から計上している。また、配偶者暴力防止法の改正により、平成20年1月11日から「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

資料: 警察庁「平成29年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

3. 保護命令発令件数

付表Ⅳ－１－３ 配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数の推移(都・全国)

<都>

(単位:件)

	接近禁止命令	退去命令	接近禁止命令と 退去命令	計
平成17(2005)年	83	0	31	114
平成18(2006)年	103	1	24	128
平成19(2007)年	89	0	31	120
平成20(2008)年	105(69)	0	43(29)	148(98)
平成21(2009)年	100(87)	0	36(31)	136(118)
平成22(2010)年	95(88)	0	20(14)	115(102)
平成23(2011)年	69(63)	1	13(13)	83(76)
平成24(2012)年	66(63)	1	19(18)	86(81)
平成25(2013)年	71(64)	0	14(12)	85(76)
平成26(2014)年	77(72)	1	25(24)	103(96)
平成27(2015)年	69(68)	0	18(15)	87(83)
平成28(2016)年	71(67)	0	9(9)	80(76)

注:()は、平成20年、法改正により拡充された「電話等を禁止する命令等」が併せて発令された件数を内数として表示
資料:警視庁「警視庁の統計」(平成28年)

<全国>

(単位:件)

	認容 (保護命令発令) 件数	(1)被害者に関する保護命令のみ 発令された場合						(2)「子への 接近禁止命令」及び「親 族等への接近禁止命令」 が同時に発令された場合		(3)「子への 接近禁止命令」が発令さ れた場合 (2)以外		(4)「親族等 への接近禁 止命令」が発令された場合 (2)以外		却 下	取 下 げ 等
		① 接近禁止命令・退去命令 ・ 電話等禁止命令	② 接近禁止命令・退去命令	③ 接近禁止命令・電話等禁止命令	④ 接近禁止命令のみ	⑤ 退去命令のみ	⑥ 電話等禁止命令(事後発令)	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な子への接近禁止命令及び 親族等への接近禁止命令の同時発令	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な子への接近禁止命令	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な親族等への接近禁止命令		
平成18 (2006)年	2,208	-	166	-	710	8	-	-	-	1,320	4	-	-	146	415
平成19 (2007)年	2,186	-	173	-	640	7	-	-	-	1,364	2	-	-	140	431
平成20 (2008)年	2,524	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450
平成21 (2009)年	2,411	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526
平成22 (2010)年	2,434	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504
平成23 (2011)年	2,137	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458
平成24 (2012)年	2,482	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504
平成25 (2013)年	2,312	123	14	391	72	3	0	534	0	941	4	227	3	172	500
平成26 (2014)年	2,528	119	25	431	75	7	1	545	2	1,002	4	311	6	161	436
平成27 (2015)年	2,400	-	-	632	-	-	-	510	-	972	-	286	-	139	431
平成28 (2016)年	2,082	-	-	565	-	-	-	471	-	798	-	248	-	144	406

注1:最高裁判所資料より作成。

注2:「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。

注3:配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時にまたは被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される(表の(2)、(3)、(4)のそれぞれ①が前者、(1)の⑥、(2)、(3)、(4)のそれぞれ②が後者である)。

資料:内閣府「平成29年版男女共同参画白書」

4. 配偶者暴力における一時保護件数の推移

付表Ⅳ－１－４ 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移(都)

(単位:件)

	計	単身	母子
平成12(2000)年度	227	100	127
平成13(2001)年度	336	175	161
平成14(2002)年度	489	212	277
平成15(2003)年度	614	276	338
平成16(2004)年度	609	283	326
平成17(2005)年度	608	286	322
平成18(2006)年度	643	258	385
平成19(2007)年度	542	205	337
平成20(2008)年度	576	259	317
平成21(2009)年度	563	219	344
平成22(2010)年度	436	160	276
平成23(2011)年度	457	154	303
平成24(2012)年度	508	157	351
平成25(2013)年度	497	176	321
平成26(2014)年度	540	220	320
平成27(2015)年度	560	233	327
平成28(2016)年度	501	203	298

注1:母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

注2:一時保護とは、暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づき保護することをいい、上記件数は、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号による件数を指す。

資料:東京都生活文化局調べ

5. 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移

付表Ⅳ－１－５ 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移(全国)

(単位:人、%)

	要保護女子	うち夫等の暴力を理由とする者		同伴家族
		件数	構成比	
平成13(2001)年度	4,823	2,680	55.5	3,085
平成14(2002)年度	6,261	3,974	63.5	4,642
平成15(2003)年度	6,447	4,296	66.6	5,029
平成16(2004)年度	6,541	4,535	69.3	5,518
平成17(2005)年度	6,449	4,438	68.8	5,285
平成18(2006)年度	6,359	4,565	71.8	5,478
平成19(2007)年度	6,478	4,549	70.2	5,529
平成20(2008)年度	6,613	4,666	70.6	5,532
平成21(2009)年度	6,625	4,681	70.7	5,535
平成22(2010)年度	6,357	4,579	72.0	5,509
平成23(2011)年度	6,059	4,312	71.2	5,187
平成24(2012)年度	6,189	4,373	70.7	5,376
平成25(2013)年度	6,125	4,366	71.3	5,498
平成26(2014)年度	5,808	4,143	71.3	5,274
平成27(2015)年度	5,117	3,722	72.7	4,577
平成28(2016)年度	4,624	3,214	69.5	4,018

注:一時保護委託分を含む。

資料:厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課「婦人保護事業実施状況報告の概要」(平成28年度)

6. 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移(全国)

付表Ⅳ-1-6 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移(全国)

(単位:件)

	平成14 (2002)年	平成15 (2003)年	平成16 (2004)年	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年
殺人	1,238	1,258	1,224	1,224	1,155	1,052	1,120	971
うち配偶者	197	215	206	218	179	192	200	152
うち夫によるもの	120	133	127	126	117	107	126	99
傷害	23,199	23,222	22,716	22,962	22,921	21,589	19,724	18,991
うち配偶者	1,250	1,269	1,198	1,342	1,353	1,346	1,339	1,282
うち夫によるもの	1,197	1,211	1,143	1,264	1,294	1,255	1,268	1,212
うち傷害致死	180	173	135	138	139	104	129	112
うち配偶者	18	18	14	20	15	10	15	15
うち夫によるもの	15	16	12	17	14	8	11	12
暴行	8,223	9,341	10,525	13,519	19,175	21,203	21,660	21,006
うち配偶者	219	234	290	379	707	933	1,045	1,082
うち夫によるもの	211	230	284	359	671	870	975	1,013
合計	32,660	33,821	34,465	37,705	43,251	43,844	42,504	40,968
うち配偶者	1,666	1,718	1,694	1,939	2,239	2,471	2,584	2,516
うち夫によるもの	1,528	1,574	1,554	1,749	2,082	2,232	2,369	2,324
	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2012)年	平成26 (2013)年	平成27 (2014)年	平成28 (2015)年	
殺人	944	941	884	858	934	864	810	
うち配偶者	184	158	153	155	157	147	158	
うち夫によるもの	114	89	93	106	90	82	87	
傷害	19,093	18,591	20,590	20,444	20,180	19,558	19,427	
うち配偶者	1,523	1,415	2,183	2,154	2,697	2,652	2,659	
うち夫によるもの	1,437	1,325	2,060	2,015	2,538	2,504	2,486	
うち傷害致死	110	118	102	99				
うち配偶者	11	9	15	10				
うち夫によるもの	11	7	12	8				
暴行	21,529	21,541	23,167	22,717	24,297	25,101	25,319	
うち配偶者	1,452	1,518	2,121	2,135	2,953	3,743	4,032	
うち夫によるもの	1,376	1,415	1,996	1,999	2,750	3,467	3,705	
合計	41,566	41,073	44,641	44,019	45,411	45,523	45,556	
うち配偶者	3,159	3,091	4,457	4,444	5,807	6,542	6,849	
うち夫によるもの	2,927	2,829	4,149	4,120	5,378	6,053	6,278	

注1:解決事件を除く。

注2:配偶者には内縁関係にある者を含む。

注3:いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料:警察庁「平成28年の犯罪情勢」

7. 配偶者間における犯罪の検挙状況

付表Ⅳ－１－７ 配偶者間における犯罪の検挙事案に占める被害者の男女比(全国)

<殺人>

(単位:件)

	男女計	女性被害者		男性被害者	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
平成27(2015)年	147	82	55.8	65	44.2
平成28(2016)年	158	87	55.1	71	44.9

<傷害>

(単位:件)

	男女計	女性被害者		男性被害者	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
平成27(2015)年	2,652	2,503	94.4	149	5.6
平成28(2016)年	2,659	2,486	93.5	173	6.5

<暴行>

(単位:件)

	男女計	女性被害者		男性被害者	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
平成27(2015)年	3,743	3,500	93.5	243	6.5
平成28(2016)年	4,032	3,707	91.9	325	8.1

注1:警察庁資料より作成。

注2:解決事件を除く。

注3:配偶者には内縁関係にある者を含む。

注4:いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なもの含まれる。

資料:内閣府「平成29年版男女共同参画白書」